



池田町 議会だより

No.98

平成25年4月24日発行

発行 池田町議会

企画・編集 議会報編集特別委員会

長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6(池田町役場内)

TEL.0261-62-3131 FAX.0261-62-9529

E-mail gikai@town.ikedanagano.jp

http://www.ikedamachi.net/gikaihou

ご協力ください!!
議会改革について
意見を募集します

CONTENTS 主な内容

3月定例会

3月定例会	2～3ページ
本会議での質問と答弁	4～5ページ
各委員会での討論	6～7ページ
ココが聞きたい 「一般質問」11人が登壇 ...	8～13ページ
1月・2月臨時議会	14～15ページ
アンケート結果	15ページ
議会基本条例	16～21ページ
議会改革講演会	21ページ
議会を傍聴して	22ページ

さよなら ぼくたちのほいくえん

3月25日 池田北保育園最後の卒園式

平成 24 年度一般会計補正予算・平成 25 年度一般会計予算 施設改修、防災、子育て支援に 力を入れた予算案を可決 !!

平成 24 年度一般会計補正予算は、国の「地域の元気臨時交付金（事業費の約 8 割が国から交付される）」を用い、庁舎・総合福祉センター・高瀬中学校・体育施設の改修、農業道路の整備、カミツレの里活性化に資する事業など総額 3 億 5,449 万円の補正予算を可決した。また、値上がりが続く灯油対策として、町民税非課税世帯で 7 条件に合致された方への「灯油購入費助成」やアップルランド池田店の撤退にともなう「晴れるや市」への補助を盛り込んだ 2,509 万円の補正予算を可決した。

平成 25 年度一般会計予算では、新規事業として、防災行政無線デジタル化、災害時の庁舎停電対策、防災カルテ作成などの防災事業を盛り込み、保育料の値下げ、福祉医療給付の 18 歳までの拡大などの子育て支援に力を入れた総額 41 億 7,560 万円の予算案を可決した。

◎ 24 年度一般会計補正予算（国の「地域の元気臨時交付金」を活用、予算額 3 億 5,449 万円）

○庁舎 1 階照明の LED 化、総合福祉センターの 空調機修繕	2,531 万円
○多目的研修センター・ハーブセンターの外壁・屋根補修	2,500 万円
○町営プール塗装、テニスコート駐車場舗装、農村グランドネット設置	910 万円
○池小プールろ過機改修・下水道接続・便器取替、会染小トイレ改修、 高瀬中放送設備改修・校舎外壁塗装・体育館外壁塗装・温風暖房機交換	1 億 5,317 万円
○内川（渋田見地区）かさ上げ・フェンス設置、町川（正科～五丁目） 安全柵設置	4,250 万円
○基幹農道改良工事（坂下～新屋敷）、畑地帯総合整備中之郷工区暗渠排水工事	5,413 万円
○カミツレの里活性化事業（カミツレ販売促進、備品購入など）	4,528 万円

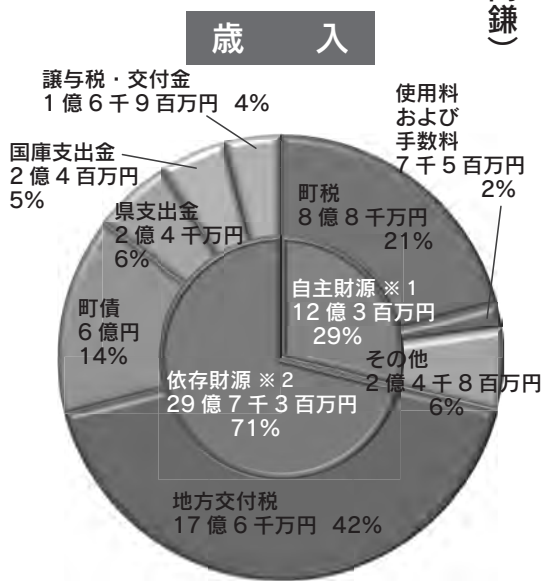
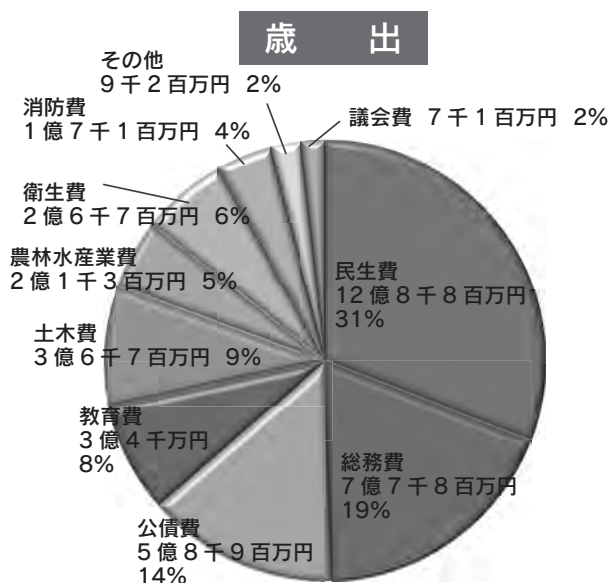
◎ 24 年度一般会計補正予算（通常一般会計補正予算、予算額 2,509 万円） 主な新規事業

○灯油購入費助成事業 （町民税非課税世帯で生活保護世帯など 7 条件に該当する 約 300 世帯に 1 世帯 7,000 円を助成）	250 万円
○地域総合振興事業補助金（晴れるや市への補助金）	90 万円

3月定例会

3月定例会は3月8日から19日までの会期で開催された。
25年度一般会計予算・特別会計予算、24年度一般会計補正予算など15議案が提出され、いずれも原案通り可決された。
陳情2件を採択し、1件を一部採択とした。意見書1件を国の関係機関に提出した。
一般質問は11名が行った。
また、町教育委員として田中 学氏（内鎌）を議会同意した。

◎ 25 年度一般会計予算構成比率 総額 41 億 7,560 万円



※ 1 自主財源 町が自主的に収入にできる財源
※ 2 依存財源 国や県から交付される財源など

◎ 25 年度一般会計予算

歳入・予算構成比

25 年度一般会計予算で町税は 0.2%減収の 8 億 7,965 万を見込み、地方交付税は前年同額の 17 億 6,000 万円を見込んだ。予算構成比では自主財源 28.8%、依存財源 71.2%となり、総務費（43%増、2 億 3,357 万円増）と公債費（12%増、6,451 万円増）の割合が増加した。

歳出 主な新規事業

- 防災行政無線デジタル化 2 億 4,750 万円
- 防災拠点整備事業 4,794 万円
(災害時の庁舎停電対策に太陽光発電施設)
- 防災カルテ作成事業（緊急雇用） 845 万円
- 買い物バス運行事業 667 万円
(新規運行委託など)
- 会染保育園耐震診断委託料 494 万円
- 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(※)による
転廃交付金 1,377 万円
- ワイン祭り実行委員会補助金 45 万円
- 商店活性化対策事業補助 100 万円
(空き店舗改修への補助、改修費の 2 割・最大 20 万円まで)
- 会染小学校工事請負費 100 万円
(各教室に電話機を設置する)

< 予算増・減 >

- 保育料の引き下げ ▲ 265 万円
(保育料を平均 4.35%値下げ、月額 400 円
～ 1,500 円値下げによる減)
 - 福祉医療給付費の増 125 万円
(福祉医療給付費対象年齢を 15 歳から 18 歳
まで拡大による増)
 - 敬老祭交付金の増 86 万円
(1 人当たりの交付金を 700 円から 1,000 円
にするための増)
 - 就学援助費の増 114 万円
(就学援助費の給食費を 80%補助から全額補
助にともなう増)
- ※合特法：下水道の整備により仕事を失うくみ取り
業者に、金銭補償などの便宜を図ることを自治体
に許可した法律。1975 年に施行された。

3月定例会審査結果

事件の番号	件 容	審査の結果
議 案 第 4 号	池田松川施設組合規約の変更	可 決
議 案 第 5 号	池田町福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例の制定	可 決
議 案 第 6 号	池田町保育園設置条例の一部を改正する条例の制定	可 決
議 案 第 7 号	平成 24 年度池田町一般会計補正予算（第 6 号）	可 決
議 案 第 8 号	平成 24 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	可 決
議 案 第 9 号	平成 24 年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	可 決
議案第 10 号	平成 24 年度池田町水道事業会計補正予算（第 1 号）	可 決
議案第 11 号	平成 25 年度池田町一般会計予算	可 決
議案第 12 号	平成 25 年度池田町工場誘致等特別会計予算	可 決
議案第 13 号	平成 25 年度池田町国民健康保険特別会計予算	可 決
議案第 14 号	平成 25 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議案第 15 号	平成 25 年度池田町下水道事業特別会計予算	可 決
議案第 16 号	平成 25 年度池田町簡易水道事業特別会計予算	可 決
議案第 17 号	平成 25 年度池田町水道事業会計予算	可 決
議案第 18 号	平成 24 年度池田町一般会計補正予算（第 7 号）	可 決
陳 情 1 号	平成 25 年度税制改正に関する情書について	一部採択
陳 情 2 号	年金 2.5%削減の中止を求める陳情	採 択
陳 情 11 号	ライフル射撃場増設に係わるお願い書	採 択
発 議 第 2 号	年金 2.5%削減の中止を求める陳情	採 択
同 意 第 1 号	池田町教育委員会委員の任命について（田中 学氏）	同 意

3月本会議での質問と答弁をまとめました

◎一般会計補正予算（第6号）

問 「晴れるや市」への補助金90万円の根拠は

答 チラシ、桃太郎旗、手洗い場の整備等である。

問 花とハーブの里づくり事業の工事費31万5千円は。

答 温室に水道管を引く費用である。

問 灯油購入費用助成金7千円の対象者は。



大峰大力エデの駐車場

見直しを。

答 デマンド方式が望ましいので、当分採用していく。

問 美術館と創造館等電気料を分けたらどうか。

答 各施設個別メーターを設置した。各施設ごと判るようになったので節電に努める。

答 非課税世帯で75歳以上の方、身体障がい者1

療育手帳のA1・A2をお持ちの方、精神障がい者1〜2級の方がいる家庭、介護度4〜5の方がいる家庭、母子・父子家庭、生活保護世帯である。対象者に申請書を発送した。

問 クラフトパークの電気料がデマンド方式である。契約方法の

◎国民保険等特別会計補正予算（第3号）

問 保険給付費等減少傾向だが。

答 入院件数の減である。特定健診の効果と見る。

◎下水道事業特別会計補正予算（第3号）

問 汚泥処理委託料の増は、何かトラブルがあったのか。

答 自然増であり予想は不可能である。

◎平成25年度一般会計予算

問 固定資産税にアベノミックスの影響はあるのか。

答 影響は無いとみる。

問 臨時財政対策債を今後減らしたらどうか。

答 有利な起債である。これからも利用していく。

問 土木費国庫補助金の減は。

答 橋梁長寿命化計画事業の補助金が24年度で終了したためである。

問 横浜岡村西部との交流は町民に見えてこない。

答 小学校の交流が主体である。池田町へ来た時

は市民農園で体験学習等している。今後は住民交流にも力をいれる。

問 日本で最も美しい村連合負担金が、年々増えているが。

答 東京事務所の維持経費分30万円と、県のスタンプリート、連合の負担金である。

問 防災拠点事業とは。

答 庁舎内に太陽光パネル、蓄電池、発電器を設置し、防災拠点とする事業である。

問 防災地区カルテ作成事業とは。

答 避難場所の調査と、住民の状況を調査し、まとめるものである。

問 長野県地方税滞納整理機構負担金の増は。

答 処理件数割と、実績割とによるものである。

問 エコキュートの結果がでるのはいつか。

答 現在試験的にいろいろやっている。1年位様子を見て最善のセッティングをと考えている。

問 介護給付訓練等給付費増は何故か。

答 人員増である。

問 成年後見人等報酬費扶助の増は何故か。

答 2件を見込んでいる。

問 デイサービスセンター花しょうぶの建設補助金は。

答 建設費で平成30年まで補助するものである。

問 不法投棄の対策は。

答 不法投棄はイタチごっこである。随時対策を取っていく。

問 室内犬の登録漏れはないか。

答 現在680頭の登録である。あくまでも飼い主の届出制であるため、実態は不明である。

問 合特法は大丈夫か。

答 25年度をもつて契約終了である。

問 市民農園の契約状況は。

答 広津は全区画契約済み、洪田身見は22区画空いている。

問 ワイン祭りはどのように行うのか。

答 本年度は実行委員会を立ち上げ、県営事業の竣工式がメインで、26年度から本格的に行う。今後先進地等を参考に、実

行委員会メンバーも検討していく。

問 有害鳥獣駆除の捕獲計画は。

答 県に申請し許可を得てから決める。

問 215万円の広告費はどのように使われるのか。

答 観光情報誌を年4回発行、各メディア、ふる里祭り等である。

問 観光振興事業で緊急雇用の臨時職員1名はどこに配属されるのか。

答 推進本部から観光シーズンに応じ配属する。

問 大峰道路の改良、大カエデ駐車場拡大、トイレの対策、高照山の看板設置を。

答 道路の改良は検討中、大カエデの駐車場は北側と真ん中をつなげる予定。パイオトイレの設置を検討する。高照山の看板は移動できる看板を作る予定。

問 アスベストの検査とあるが。

答 法定に基づく、浮遊物の検査に対応するものである。

問 団体協への補助金の実

態調査を

答 実態調査をしながら配分の検討をする。

問 農村広場のAEDの使用はあったか。

答 使用はされていない。講習は総合体育館で1回行っている。

問 サポートセンターについて詳しく聞きたい。

答 DI(であい)ネットを中心に活動している。若いスタッフを加え充実していきたい。消防団主催のノモッカ(NOMOCCA)も非常に盛り上がった。今後も継続していく。

問 北側のテニスコートが荒れている。整備委託料の中にこのコートの整備も含まれているのか。

答 人工芝のみである。北側コートも重機等で整備していく。

問 北側テニスコートは昨年使用されていない。他の目的で使うよう検討するべきと思うが。

答 中学校の部活で使用していくよう、再度呼びかける。他への使用は検討課題としたい。

問 大カエデの環境保全のため入場料は考えているか。

答 観光協会で協力金として、車1台につき100円を考えている。

問 農地農家情報管理システム保守委託料とは。

答 農地の情報をまとめるパソコン1台分。

問 損害防止事業補助金の理由は。

答 水稲の種子の更新は当たり前となり減額。

問 松くい虫対策は。

答 現在のあるところ樹種転換していく。

問 ホタルを町の観光として取り上げるのか。

答 各自自治会の関係者と

会議を開き検討する。

問 北アルプス広域連合常備消防費負担金の増の理由は。

答 現在3個所の救急指令室を、1個所に統合するため。

問 道路改良事業で田の入り線は何mか。

答 300mを計画している。

問 特別支援学校いきいき子育て支援事業の内容は。

答 町内から安曇養護学校に通う児童を対象に、放課後社協とタイアップして、支援している。

問 放課後子供教室運営事業とは。

答 放課後、教育会館と多目的研修センターで、支援が必要ない児童を対象に、学習支援している。

問 本年後の企画展は。

答 ①日本の美桜さくら展 ②世界のアートな木の玩具展 ③山村浩

二と世界の秀作アニメーション展 ④新美南吉の青春他、3展である。

問 スポーツ振興協議会交付金が減額だが。

答 北信越大会以上の出場チームに交付するもので、前年度実績に基づいたものである。

問 総合型地域スポーツクラブは、本年度どのように運営していくのか。

答 本年度は準備の最終年度であり、どのようなものが良いか最終決定し、26年から正式にスタートする。

賛成討論

「池田町福祉医療特別給付金条例の一部改正条例」賛成討論

福祉医療給付を15歳から18歳までの引き上げは、子育て中の方から歓迎され、若い世代の定着推進につながる。国は、生活保護費の引き下げを計画し、社会保障費の削減をしようとしている。町は町民の生活を守る防波堤となることを要望し、賛成する。(服部久子)

「平成24年度一般会計補正予算」賛成討論

今回の補正予算では、町民税非課税世帯の約300世帯に1世帯当たり7千円を助成する「灯油購入費助成事業」が予算化された。また、「晴れるや市」への補助金である「地域総合振興事業補助金」が予算化された。これらは時宜を得た適切な施策であり、評価する。「晴れるや市」については、週2回の実施の検討を要望し、賛成する。(薄井孝彦)

「平成25年度一般会計予算」賛成討論

今回の予算で、福祉医療給付対象年齢を18歳まで拡大したこと、保育料を値下げしたこと、敬老祭1人当たりの交付金を増大させたこと、就学援助費の給食費を全額補助に増大させたことなどにより子育て支援が進んだ。また、防災行政無線のデジタル化事業、災害時の防災拠点となる役場庁舎の停電対策整備事業、災害時の防災会ごとの防

災対策を検討する防災カルテ作成事業により防災施策の前進につながる。利用しやすい買い物バス事業、「アップルランド池田店」跡地での店舗再開、地区防災会と共同して進める防災カルテ作成事業の推進を要望し、賛成とする。(薄井孝彦)

「平成25年度一般会計予算」賛成討論

長年、町民や議会からの要望が多かった18歳までの医療費無料化引き上げや、保育料の平均4.35%の引き下げなど、子育て世代にやさしい予算になり、大いに評価する。また、保育園から中学校まで町費で加配支援職員の配置を継続することも他町村には少ない池田町独自の子育て施策である。今後、国からの交付税等の措置が減少すると予想される。新年度は新たな自主財源を見つるべく、さらなる努力をお願いし、賛成討論とする。(矢口 稔)



消防団主催の出逢いの場 NOMOCCA

具展 ③山村浩

防災対策を進める

25年度池田町一般会計予算を可決

総務福祉委員会

議案6件、陳情2件を審査した。議案は全て可決した。

◎議案 池田町福祉医療費特別給付金条例の一部改正について（福祉医療を18歳まで拡大する）

審査結果 可決

◎議案 平成24年度池田町国民健康保険特別会計補正予算

審査結果 可決

問 本年度の特定健診受診率の見込みは。
答 国の目標である65%を超える見込みである。

◎議案 平成25年度池田町一般会計予算

審査結果 可決

問 法人税の超過課税（14.7%）を標準課税（12.7%）にした場合、税収減はい



庁舎の土地 □ロータリー東側の水路より西側（手前）が借地

くらになるか。また、どのように考えるか。
答 約300万円の減となる。貴重な財源であり、現行でいきたい。
問 固定資産税の評価方法及び課税方法についての考えは。
答 宅地は毎年下落しており、固定資産税の評価は毎年実施し、適正な課税を

税をしていると考えている。
問 防災地区カルテ作成事業（緊急雇用対策）の内容は。
答 業者委託（10人程度の雇用）により地区防災会毎の人口構成、建物構成、消火栓、危険箇所、避難ルート等を調べ記載し、台帳として整備し、ホームページにアップする。
問 日本で美しい村連合の予算は経費の削減を図ってほしい。普通旅費92万9千円の内容は。
答 連合フェステバルが開かれる島根県海士（あま）町へ4人で行く旅費などである。離島なので旅費がかさむ。人数などは検討する。

問 来年度、美しい池田町にするために取り組みを具体的に示して欲しい（カラスの糞対策、町なかにゴミ集積場の

設置など）。
答 推進プランに基づき各課・団体で取り組む。カラスの糞対策は難しいが、アイデアをいただきながら検討していきたい。
問 町なかのゴミ集積場の用地確保が難しい。
答 町のホームページを魅力あるものに更新するよう検討して欲しい。
問 検討する。
問 庁舎で八幡神社から借りている敷地はどこか。
答 庁舎玄関を出てロータリーにある水路より西が神社の土地（2千900㎡）である。図書館・教育会館・公民館は町の土地である。
問 町なかの防犯灯のLED化を考えていないか。
また、街路灯を整備すれば防犯灯はいらないのでは。
答 23年度から更新した防犯灯はLED化しているが、一斉LED化は考えていない。現在、町内の防犯灯、街路灯などの調査を実施している。その内容をみて街路灯を整備し、防犯灯の要否を判断する。
問 予防接種での個別接

種・集団接種についての考えは。
答 当面、1歳以下は個別接種、1〜4歳は集団接種とし、両者を併用していきたい。
問 子宮頸がんの予防接種の副作用についての注意喚起はどのように行っているか。
答 対象である中学1年生に、4月、パンフを渡し説明している。何かあれば連絡いただくようになっている。
問 池田つ子フェステバルを止めた理由は。
答 500人が参加し好評であったが、家庭での取り組みに活かされていない。次年度は家庭での取り組み強化にシフトしたいので止めた。
問 町は民生委員に情報を定期的に提供しているか。
答 個別に相談があった時、必要に応じて提供している。
問 来年度実施する交通弱者の調査はどのように行うか。
答 福祉台帳の項目を検討しながら買い物弱者を

含め調査する。
◎議案 平成25年度池田町国民健康保険特別会計予算について
審査結果 可決
問 本年度医療費が減つた理由は。
答 64歳以下の医療費減及び高額治療（80万円以上）費の減が大きい。健康診断受診者での高血圧及びHbA1c（糖尿病の状態を表わす指数）高い人が1/2程度に減っている。今後は、前期高齢者への対策及び特定健診未受診者への対策が課題と考える。
◎陳情 平成25年度税制改正に関する情書について
審査結果 一部採択
意見 震災復興など部分的に賛成のところもある。一部採択でどうか。
◎陳情 年金2.5%削減の中止を求める陳情
審査結果 採択
意見 国民年金が2.5%削減になると年金者の暮らしがますます苦しくなる。

有害鳥獣対策費を盛り込んだ 平成25年度一般会計予算を可決 振興文教委員会

議案8件、陳情1件を審査した。議案は全て可決した。

◎議案第7号 平成24年度池田町一般会計補正予算
審査結果 可決

問 市民農園が6区画増だが必要ないと思うが。

答 全部で52区画あり、一昨年30区画まで使用者が減ったが、募集を積極的に行い36区画まで増えた。町外からの問い合わせが多くなっている。

問 ハーブセンターの温室に水道設置をして良くなるのか。

答 温室にビオトープをつくり、来客者にハーブティーを飲んでもらうため水道を引く。

問 クラフトパークの除雪が充分でなかった。今後どうするのか。

答 今年は大雪で駐車場の除雪が充分ではなかった。創造館駐車場内の除雪も外部委託を考える。

問 クラフトパークの光熱費が高額である。自然エネルギーを検討してはどうか。

答 省エネルギーの交換は進めていくが、自然エネルギーの具体的検討はない。

問 「晴れるや市」の開店日数を増やす場合や8月以降なども補正を組むのか。

答 補助の90万円は当初かかる費用で、日数や期間を延長する場合予算は発生しないと思う。

◎議案第9号 平成24年度池田町下水道事業特別会計補正予算
審査結果 可決

問 汚泥処理60トンの増加は大きいかなぜか。



毎週金曜日に開催される「晴れるや市」

◎議案第11号 平成25年度池田町一般会計予算
審査結果 可決

問 山林以外の松くい虫防除は、どうするのか。

答 山林であれば松くい虫防除補助事業でできるが、山林以外の宅地、神社などや標高800m以下は予防の補助で、薬剤の樹幹注入や地上からの散布となる。

問 有害鳥獣対策で猟友会の協力は。また、駆除数の決定は何処でするのか。

答 猟友会は25人に関わってもらっている。捕獲数は保護も考慮して市町村で決める。23年度実績は、カラス32羽、猿5匹、鹿25頭、猪9頭である。

問 松くい虫防除は、他市町村と協力して空中散布できないか。

答 松くい虫被害対策大北指針では、松くい虫被害の先端が大町、松川まできており、池田町は間伐と樹種転換になっている。空中散布は補助の対象にならない。必要ならば町単独で考える。

問 カラスの檻を高瀬川河川敷にいつ設置するのか。

答 24年度中に設置する。町の有害対策協議会が設置する。

問 大かえでの駐車場は、昨年何台駐車したか。

答 駐車台数は、乗用車が2万700台、

バスは110台である。

問 ワイン特区の許可を取って欲しい。

答 特区は2千リッター以上で取れる。林中の14アールの土地でぶどうを試験的に作っているが、糖度が良ければ検討する。

問 工場誘致はどうなっているか。

答 具体的に予定はないが土地の確保はしておく。

問 橋梁長寿命化事業はいつから始まるのか。

答 24年度に計画を策定した。町には橋が118あり、5メートル以上の橋を50年の寿命を10年に延ばす事業で、27年から着手していく。

問 林中の工場団地の除雪は、町、個人で実施する範囲があいまいであるが。

答 除雪委託路線は11月末に確認している。指定していない路線は、検討する。地元自治会でも協力をお願いしたい。

問 教育委員会事務事業評価は何か。

答 年に1度、教育行政を評価し9月に議会に報告している。

問 美術館の経費がかかりすぎる。計画的に削減を考えてはどうか。

答 町も認識している。創造館を含めて指定管理を考えている。

◎議案第12号 平成25年度池田町工場誘致等特別会計予算
審査結果 可決

◎議案第15号 平成25年度池田町下水道事業特別会計予算
審査結果 可決

◎議案第16号 平成25年度池田町簡易水道事業特別会計予算
審査結果 可決

◎議案第17号 平成25年度池田町水道事業会計予算
審査結果 可決

◎継続審査分 陳情11号ライフル射撃場増設に係るお願い書
審査結果 採択

意見 昨今の鳥獣被害の増大で、大町総合射撃場の増設は、必要と考える。

ココが聞きたい 議員 11 名が一般質問

今回の一般質問では7名の議員が社会資本総合整備計画(町なか再生事業)について質問をしました。一般質問が行われた3月14日・15日時点では「当初の計画どおり進める」との町側の答弁でしたが、議会最終日3月19日において町長は計画の進め方について、それまでの回答を変え、下記のとおり一部、変更することを表明しました。社会資本総合整備計画の最新の回答は下記のとおりです。以降のページでは一般質問の答弁をそのまま掲載いたします。

町 長：

- ・町民の十分な理解を得るため、社会資本総合整備計画の国への提出を1年間延期する。
- ・計画策定委員に公募委員を3名程度加える。

副町長：

- ・アップルランド跡地に商業施設を設け、町民交流センターとの相乗効果でにぎわいを作りたい。
- ・地域交流センターは町民の皆さんと検討し、面積・事業費などを変えても良い。

総務課長：

- ・町民の皆さんへの計画説明会は4月以降開き、意見を聞く。
- ・パブリックコメントで出された意見は策定委員会で共有し、検討材料の一つとする。
- ・確定計画提出後は、事業費の上下20%程度の変更に可能である。



中之郷地区のふどう畑

問 池田町第5次総合計画で、平成25年度を目標に貸付地生産法人の決定とあるが、どのような組織で

効果を考え、美術館の周辺が一案だと考えている。

問 会染保育園の耐震診断の予定は。

答 町の実施計画に基づき、平成25年度耐震診断を実施し、その結果により平成26年度改修事業を実施する。池田北、南保育園と同様に、改修費用が多額になり、改築等になった場合は検討する。

問 加工用ブドウの栽培促進とワイナリーへの取り組みは。

答 国産ワインの評価が高まり、ヨーロッパ系ワイン用ブドウ栽培の最適地と言われる町内3ヶ所で16.7haでワイン用ブドウの栽培が行われている。数年後には池田産ブドウだけを使ったサッポロ高級ワインが誕生する予定

問 ワイナリーの建設を進める場合、土地や資金の町の対応は。

答 ワイナリーの建設は、引き続きサッポロ社を中心に積極的に働きかけを行っていききたい。建設場所については、候補地を模索し、資金投資も町として最大限できるよう取り組む。美術館との相乗

問 昨年福祉計画の策定にあたり、町民の意見募集で、地区サロンの充実、デマンドバスの検討が要望であるがどの様に取り組み予定か。

答 民生児童委員会等で情報提供をしながら拡大を行う。デマンドバスの検討は、買い物バスの運行が新年度より始まるので、そちらの利用を御願います。

問 何処まで進んでいるか。

答 法人は、サッポロ安曇野池田ヴィンヤード(株)である。平成21年7月設立、内容はワイン用ブドウ栽培、資本金1千万円、資金はサッポロワイン(株)90%、池田町10%である。畑総20haを借りて栽培している。

町長 サッポロ社を中心に積極的に働きかけを行う



産業振興政策の柱の一つ
ワイナリーの建設は

那須 博天 議員



にぎわう「晴れるや市」

学には支障がなかったと報告を

問 10年先を見据えた若者定住促進住宅建設か。

答 高齢化が進む現状の中では、若者の定住促進が重要な施策になっている。また若者が池田町を



コミュニティスペースはどう位置づけるか
大出 美晴 議員

町長 複合的施設を作る事によりコミュニティゾーン構築に繋がる

選んでくれるような政策が大事と考える。土地の購入から建築、また子育て支援まで、環境の整備も含めサービスをしていく。

問 子どもたちが安全に通学できる道路整備か。また今年は雪が多く除雪も大変だったが、通学への支障はないか。

答 道路計画はその地域の交通特性に基づき、車道幅員、路肩幅を設定する方式を取っている。子どもたちの安全確保には歩道併設が最も適切な方式である。しかし用地取得問題や事業費との兼ね合いで進展していない。転落防止のフェンス等は事業計画に含め実施している。今後自治会決議により地権者の同意が取れば計画の見直しは可能である。また除雪については一部歩道除雪が遅れ路肩を歩いたと聞いているが、通学には支障がなかったと報告を

受けている。

問 空き家や空き店舗を放置することは色々な面でマイナスでは。

答 空き店舗の解消を図るために、商店街の賑いの創出と活性化に資することを目的に、商店活性化対策事業を25年度から2年間の予定で行う。空き家については、今のところ所有権問題の障害により、撤去を所有者に依頼するか、条例が制定されても、所有者が承諾しなければ前進できない状況である。

問 商店街に賑いは本当

に戻るのか。

答 にぎわいを取り戻すのは難しい問題であるが、行政・民間が連携して町なかの人の流れを構築していくことは、大事だと考える。また文化施設・酒蔵を活かすため商工会とも連携していく。

問 観光によるにぎわいはどこまで広がるか。

答 大カエデが注目された中でウォーキング等による観光客の増加がみられた。また地場産の農産物を中心とした食の町づくりを応援し、観光に結びつける。



アップルランド跡地に
公民館は必要か
和沢 忠志 議員

総務課長 町なか再生の為に必要

問 計画によると町債発行は6億円で公債費償還金は平成28年度より毎年9千万円増の返済にて平成32年度頃までに計画されておき、次期町政の足かせとなっており問題が

ある。アップルランド跡地利用は、商業施設の誘致が先である。今後の大型事業、安曇病院の再構築支援金、工業団地取得、会染保育園の耐震工事又は新築、北保育園跡の再

開発等が予定される。

一方、国の財政危機により地方交付税の削減が予想され、社会保障費の増大も予想される。困難な時期に公民館建設に多額な投資は控えるべきであり、今ある建物、今後空いてくる建物の利用等も含め、町民のより一層の検討と合意が必要と思われる。ただし今回の計画の中で町にとって必要な事業は町民の合意のもと行うべきであると考えている。今後の町の必要な事業等を考えると公民館で7億円の投資は無理であり、町なか再生にも繋がらないと思うが、どう考えるか。

答 現在の公民館は耐震工事が建て替えの必要があり、アップルランドの跡地に建て、町なかへの人の流れの誘導と町のにぎわいを取り戻すためにも、ぜひ必要なことと考えている。財政上はここ20年位を比較してみれば、一番良い状態であり



商業施設が検討されているアップルランド跡地

心配はない。

問 小学校統合検討委員会の設置についての考えは。

答 その時期にきていると感じているが、解決すべき問題は多い。

問 男女共同参画に於ける指導的地位への女性

30%以上の推進と、先ずは行政での管理職登用に

答 管理職にふさわしい能力、意欲のある職員は男女の区別なく登用していきたい。また、委員会等での女性登用にも積極的に推進していきたい。



教育委員会の役割は

桜井 康人 議員

育長 教員 創造的で人間性豊かな人材育成のため幅広く推進している

問 池田町教育委員会の存在をどう考え、どう見ているのか。また、教育長以外4名は非常勤委員なので、教育行政全般を把握出来るか疑問だ。

答 教育委員会は創造的で人間性豊かな人材を育成するため、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野で教育行政を推進していくことが義務づけられている。4名が非常勤委員であることから、

月1回の定例委員会では所管する施設の館長や係長から業務報告や行政予定、課題等の説明を受け、教育行政の現状や施策を理解する機会としている。

問 教育委員会制度をどう考えるか。

答 制度について議論する時期が来ているかもしれない。現在は町長とコミュニケーションをとり、意思疎通を図りながら連携して教育行政に当たっている。現在



役割が重要視されている教育委員会

の制度が支障になっている。とは考えていない。

問 教育長と教育委員長の責任体制は。

答 教育委員会事務局を指導監督する教育長と、委員

町民参加で社会資本

総合整備計画の策定を

薄井 孝彦 議員



町長 道路建設などはスピード感をもって進めたいが、町民の理解をえて進める

会の会議を主宰し委員会を代表する委員長の責任分担は、日常的業務執行上の責任は教育長、その教育長を指揮監督するのは教育委員会となっているので、最終的には教育委員会を代表する委員長に責任があることになる。

問 教育委員会の会議の公開が原則となっているが現状はどうか。

答 平成24年度は会議回数は定例会12回、臨時委員会2回でいずれの会議も大切な内容を審議して

いる。傍聴については十分検討して町民の皆さまに理解を得る。

問 学校教育、教員の資質向上のための指導は。

答 委員会は学校管理規則を定め、日常的には校長の判断と責任のもとで管理運営が行われている。委員会は学校の設置者として学校状況を把握し支援していくことが責務。

来年度から町3校校長会を毎月持つよう計画している。

問 旧アップルランド池田店跡地に商業施設の設置を。

答 商業施設の設置を検討しても良い。

問 社会資本総合整備計画案への疑問の声が大きい。国は計画提出の前提条件に、町民合意の計画を求めている。計画説明会を開催し、町民参加で計画検討できるように課題別（施設、道路など）のワークショップの開催を。また、計画決定を先送りできないか。

答 検討したい。面積は小さくしても良い。



アップルランド池田店跡地

答 4月以降早い時期に町内2カ所で町民の意見を聞く場を計画したい。最終的には町民合意、議会同意がないと計画は進まないと考ええる。

問 町なかに人の流れを作るため旧アップルランド池田店跡地に、商業施設と地域交流センター・図書館の設置を。

答 商業施設と地域交流センターなどの相乗効果でにぎわいを作りたい。

問 地域交流センターは町民要望の実現できる施設となるよう検討して欲しい。また、400席のホールは必要か。

答 検討したい。面積は小さくしても良い。

問 町には約111億円の借金がある。借金を増やすことは避けるべきと考ええる。計画内容を精査し、 unnecessary事業の取りやめなど事業費は必要最小限に抑えるべきと考ええる。また、安曇総合病院の再構築などを含めた財政シミュレーションの再検討が必要と考ええるが。

答 5年間で6億円の借金を行うが、財政的には心配ない。

高瀬川ダムの減災対策

問 高瀬川ダム災害に備えて、「ダム管理者と町との連絡体制の確立」を地域防災計画に明記を。また、両者で「覚え書き」を締結し、連絡訓練の実施を。

答 明記する。「覚え書き」・連絡訓練は引き続き協議する。

問 東京電力(株)に高瀬ダムでの深層崩壊の影響調査結果の公表要請を。

答 東京電力は公表しても良いと言っている。



学校給食で効果の上がる 放射能測定を求める 服部 久子 議員

教育 25年度から品目・産地を限定し、測定を開始する

問 池田松川施設組合議会で学校給食の放射能測定実施が決定した。効果が上がる測定を求める。

答 給食提供の前日に品目、産地を限定して検査する。使用頻度の高い食材は中信教育事務所へ検査をお願いする。

問 松本市は、毎日全食材を測定し、高い線量の食材は使用せず、代用食材を使用している。他市町村の事例を取り入れて実施を。



新しい給食センター（松川村）

答 出始めの野菜や心配な地域の食材、近隣市町村の測定結果が無い食材を測定する。検査基準は、検討していく。

問 保育園給食も実施を。

答 給食センターの測定状況を見て検討する。

生活保護基準切り下げにともなう影響は。

問 国は生活保護基準を10%切り下げるとしている。町の保護世帯数は35世帯である。保護基準切り下げにともなう保護世帯への影響は。町の対応は。

答 生活保護の認定、決

問 町では燃えるゴミ減量を推進してきたがいまだに処理量が多いのはなぜか。

答 当町の住民一人当たりの可燃ゴミ排出量は穂高広域の構成市町村中、長い間ワースト1位である。要因の一つと考える

住民課
リサイクルできるゴミと分別して出す

可燃ごみの量を減らす対策は

内山 玲子 議員



のは23年度に、燃えるゴミの内容を分析したところ生ゴミは26%、本来資源ゴミで出すべき古新聞やプラスチック等リサイクルできるものが23%含まれていた。特に生ゴミは約80%が水分といわれる。ぜひ乾燥して出すと

定は県福祉事務所がしているの、町は分かっている。町は法に沿って対応する。

問 町の住民税非課税世帯は969世帯ある。保護基準切り下げにともなう影響はどうか。

答 25年度は影響がない。

問 保護基準切り下げにともない、年収240万円の4人家族の非課税世帯の住民税が2万7千900円の負担と出るとの試算もある。町の対応を求める。

答 基礎自治体として実情を調査し、検討する。

問 町の就学援助受給者は76人であるが、基準切り下げの影響は。

答 現在、就学援助認定基準が生活保護基準の1.2以下なので影響はない。今後、認定基準を上げるかは、実態をみながら対応を検討する。

男女共同参画の促進を。

問 町は目標を持って女性管理職の登用を。

答 女性で適任者があれば登用する。

必要、その点等どう考えるか。

答 現在大字池田の人が、ザ・ビツ



補助金が出るゴミ処理機

かコンポスト等利用してほしい。ゴミを出す際の一手間不足、分別の甘さがワースト1位の要因とも考える。

問 生ゴミ処理容器の実績は。

答 処理機購入補助金を出している。24年度8件、11年度に始めて累計236基補助した。今まで補助率1/4、上限2万円だったが、3月中に補助金等の内容を見直す予定だ。

買い物バスについて

問 一丁目のスーパーが撤退した。高齢者をはじめ買い物困難者対策としてバスを運行するとあるが、どう走らせるか。毎日の食材の買いだめは無理なのでバスの運行に期待する。しかし買い物には時間が必要、その点等どう考えるか。

答 現在大字池田の人が、ザ・ビツ

グで降りて買物する。そのバスが中之郷を回って戻るまで20分しかない。改善策として乗務員の休憩を兼ねた停車時間を入れたダイヤを組む方法と、2ルート運行方法により、行き帰りの時間選択肢も広げたい。

社会資本総合整備計画

問 住民の声として箱ものは要らない。今ある建物の有効利用を希望する声が多い。一方地域交流センターを作り、周辺に商業施設も欲しいという声もある。

答 今回の施設建設の目的は街中のにぎわい創設のための拠点施設である。多目的、多機能、多用途を検討する。

社会資本総合整備計画

策定委員会の進捗状況は

矢口 新平 議員



町長 町民説明会を開催し、議会とも意見交換を行う

問 昨年度から始まった策定委員会の進捗状況はどうなっているか。

答 今まで3回の委員会を行った。3回目の2月27日の意見で、検討期間の延長や町民説明会の開催などの要望が出された。これに従い近々町民説明会を開催する予定である。また議会の皆様方とも意見交換の場も計画している。

問 ニュースレターが2回町民に配布された。3月末までに結論を出す計



建物移転が計画されている弓道場

画だ。町民や議会が何も知らないうちに決まってしまうのでは。

答 5月末までに大枠で策定をして9月までに細かいチェックをする。使い勝手の良い補助金なので変更も可能だ。

問 地域交流センターについて問う。400席のホール、図書館、会議室、多目的ホール、教育委員会などの入る建物で、中心街に人の流れが多くなるのか。

答 公民館は町民にとってなくてはならないもの。今の公民館は耐震補強をする価値がなく、仮にしても使い勝手の悪いもの

となると想像する。耐震補強をする事は無駄な投資だ。

問 池田町にある公共施設、美術館、創造館、多目的センター、福祉会館、役場などたくさんあるが、年間の電気、水道、ガス、電話など莫大な必要経費が毎年かかっている。その上に地域交流センターを造ると、上乗せの固定費用がかかり、使えるお金がなくなる心配がある。

問 池田町にある公共施設、美術館、創造館、多目的センター、福祉会館、役場などたくさんあるが、年間の電気、水道、ガス、電話など莫大な必要経費が毎年かかっている。その上に地域交流センターを造ると、上乗せの固定費用がかかり、使えるお金がなくなる心配がある。

問 将来的には、美術館、創造館は指定管理の体制にもっていく。固定経費を減らしていく。

問 安曇総合病院の周りのアクセス道路について問う。とってつけたような曲がりくねった道路で、学校の通学路でもある。もっと整理ができないか。現在の弓道場に5千500万円もかけて移転して、道を開けるのは無駄だ。

答 7メーターの道路に、病院周りには歩道を考えている。小学校周りの改良は必要と考えている。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。



「町なか再生事業」に町民の声はどれだけ生かされているか
矢口 稔 議員
町長 町民説明会の実施と公募委員を検討する

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

問 町なか再生事業計画策定が急ピッチで進められている。予算規模が約18億円を超える大きな事業である。町民の声を生かし、時間をかけて、納得できる事業展開を図れないか。

避難準備情報

台風〇〇号による継続的な降雨の影響で、〇〇川の水位が上昇し、氾濫する危険が高まりました。

△△地区の住民は、ただちに避難準備をしてください。

(〇〇町安全安心推進課)

携帯電話向けの災害情報伝達サービス「エリアメール」

では3年から5年ということであった。5年であれば27年に国に申請しても間に合うと思うが。

答 一步でも早くスタートすることがプラスになる。今後はさらに意見をいただき、策定委員会の回数を増やす。町民説明会の実施、議会にも説明は行う。

問 当初、計画は議会の承認を得ずに国に申請するとしていた。議会は予算が付いた段階で議論していただくとのことであつたが、今後も変わりはしないか。

答 現在、策定委員会を3回行っているが、方向性はまだ出ていない。議会の了承のもと、国へ申

請する手順をとりたい。

問 4月以降の策定委員会において公募委員の参画はどうか。

答 公募された方の時間的差はあるが、担当課と協議し検討していく。

緊急防災エリアメール
問 災害時に町内の携帯電話が一斉に災害情報を受信することができ「エリアメール」の、早期導入を。

答 今回の防災行政無線の更新に併せて導入を計画している。機器が揃うのが25年度中となっており、工事が終了し次第、町民の皆さんに広報をし、運用を開始したいと考えている。



建設してから45年が経過した町公民館

町長 空地にしてはいけない。皆が立ち寄る施設を検討する

今なぜアップルランド跡地に新公民館建設なのか

立野 泰 議員



問 撤退するアップルランドに、なぜ急に地域交流センター「新公民館」を建設するのか。又、いつ頃計画を考えたのか。

答 地権者、八十二銀行等より、12月に打診があった。

問 この跡地と、町民益を考えると、他の商業施設等への打診をしなかったのか。まず第一に、施設の存続を考えるべき。

答 この地での存続を希望し、幾度となく交渉した。町の理解が得られるなら、他の場所へ出店しても良いとの回答であり、施設の誘致は考えなかった。

問 町民の気持ちを思い、有志がJA大北へ要請にいく行動を起こした。署名活動もしたが、町はこの点についてどう考えるか。

答 アップルランドは、個人の所有であり、その意向、了解を得て行動する事が大切だと思う。

問 地域交流センター建設ならば、まず必要性位置等町民に示すべきだ。施設ありきでなく、しっかりした説明責任がある。

答 老朽化した現公民館をその

ままとはいかない。これから説明をしつかり行っていく。

問 この跡地を有効活用する事は、町なか再生にかかせない。しかし今すぐ購入し、建設地としたのはなぜか。過去に約束でもしたのか。

答 地権者にもそれなりの事情があり、町との協議を早く希望との事である。

問 他の施設の有効利用を考えるべきだ。美しい村にふさわしい、自然豊

かなクラフトパーク、創造館を活用する事を提案する。防災面からも、施設の分散を考えるべき。

答 その提案も一つであると思う。クラフトパークの魅力はこれからも高まっていくと思う。

問 町なかの灯りを取り戻す事、町なかのにぎわいを取り戻す。これが再生だと思ふ。

答 今回の社総交で目指しているもの。歴史的な価値ある建造物を中心に、町なか再生を考えていく。

問 今年度は池田松川給食センターと、池田保育園の改築で大変な出費である。防災無線のデジタル化も、予定されている。

答 交流センターは今すぐ必要とは思えない。延期して、保護者も望む会染保育園の改築を、先にすべきである。園児を同じ環境で保育していただきたい。

問 現在すでに策定委員会を設置し、計画作りを進めている。公民館は近い将来建て替えが必要。

会染保育園の改築が先で 交流センターは延期を 宮崎 康次 議員



町長 町なかの賑わいを取り戻す施設である



耐震診断を行う会染保育園

とする。登録者は乗車場所も登録。南回りと北回りを交互にして、買い物時間を1時間とする。午前と午後一便で、週2日の運行でどうか。

答 先般ザ・ビッグから、専用の無料買い物バス運行をして欲しいとの要望があった。公共交通政策として、公平性を欠くことから賛同できない。ザ・ビッグが事業主体となつて、実施する考えは無いとの回答。巡回バス改良版に期待して下さい。

期日前投票

問 期日前投票は宣誓書の記入を、投票所で行うため嫌がる。ホームペーからダウンロードできるサービスを実施していただきたい。自宅で記入していくため、年輩者や若者にも喜ばれると思う。

答 当町も期日前投票率が15%前後に定着してきた。込み合うこともあり、スピードアップと投票率アップのため検討する。

25年1月臨時議会

平成 25 年 1 月 23 日、臨時議会が開かれ、大北森林組合への森林整備委託料の増などの一般会計補正予算を可決し、池田町ハーブセンターの指定管理者に平成 25 年 4 月 1 日から3ヶ年、株式会社「てる坊市場」に指定することを議決した。

また、「池田町防災行政無線プロポーザルの調査に関する決議」を賛成多数で可決し、上記の調査特別委員会（100 条委員会）の設置が議決された。

主な内容は次のとおり。

◎一般会計補正予算について

- ・補正額 2,608.9 万円
- ・内容：大北森林組合への森林整備委託料の増、ペレットストーブの普及対策、松くい虫防除対策（滝沢地区樹間注入）、除雪委託料の増など。

＜採決結果＞ 全員の賛成により可決。

◎池田町ハーブセンターの指定管理者について

現在のハーブセンターの指定管理がこの 3 月 31 日をもって終了する。株式会社「てる坊市場」を再指定としたので地方自治法第 244 条の 2、6 により議会議決をお願いしたい。

- ・名 称 株式会社 てる坊市場
- ・代表者 代表取締役 大出 美晴
- ・住 所 池田町大字会染 6330-1
- ・委託期間 平成 25 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日の3ヶ年



指定管理を更新したハーブセンター

【本会議での議論】

○質疑（立野議員）：株式会社「てる坊市場」を再指定した理由は。

振興課長：ハーブセンターの指定管理者に平成 22 年 4 月 1 日から3ヶ年株式会社「てる坊市場」に委託した。この間、来場客が増え、販売額が 7,000 万円から 1 億円になった。株主も 200 名を越え多くの町民が参画した。管理内容が概ね良好であった。以上の理由により、「池田町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例」第2条（2）の規定に基づき、再指定とした。

○賛成討論（薄井議員）：株式会社「てる坊市場」の実績を評価したい。町もガラス温室、観賞園の改善に予算、人的に支援して欲しい。

＜採決結果＞ 全員の賛成により可決。

◎「池田町防災行政無線プロポーザルの調査に関する決議」について

【提案理由】

池田町防災行政無線のデジタル化事業の公募型プロポーザルをめぐり透明性、公平性を欠くなど町民の不信を招いているので調査特別委員会を設置し、真相を究明する。

【決議内容】

調査特別委員会は地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、池田町防災行政無線プロポーザルの事務に関する調査を行う。調査特別委員会の設置は地方自治法第 110 条、池田町委員会条例第 5 条の規定に基づき、調査は議員 11 名で構成する調査特別委員会に付託して行う。調査権限を地方自治法第 100 条第 1 項、同 98 条第 1 項の規定により、調査特別委員会に委任する、調査特別委員会は調査が終了するまで閉会中も行うことができる。調査費用は 10 万円以内とする。

○反対討論（宮崎議員）委員会調査は必要であるが、地方自治法 100 条での調査には反対である。

○賛成討論（薄井議員）一連の経過からみて、なぜ町長が特定業者に情報を流し、こだわったのかなど不明な点がある。真相の究明には地方自治法 100 条での調査が必要であり、賛成する。

＜採決結果＞ 賛成多数により可決。

なお、調査特別委員会の委員は議長を除く全議員（11 人）とし、委員長に矢口新平、副委員長に立野 泰、薄井孝彦を選任した。

25年2月臨時議会

平成 25 年 2 月 19 日、臨時議会が開かれ、池田町防災行政無線整備工事の請負契約の締結について地方自治法 96 条第 1、第 5 号により議会同意を求められ、議決した。また、町農業委員に山口美代子氏(一丁目)を議会推薦した。

25 年 2 月臨時議会主な内容は次のとおり。

◎ 池田町防災行政無線整備工事の請負契約の締結について

- ・ 契約の目的 池田町防災行政無線整備工事
- ・ 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- ・ 契約金額 2 億 7,793 万 1,850 円
- ・ 契約の相手 松本市深志 株式会社 日立国際電気長野営業所

○賛成討論（服部議員）

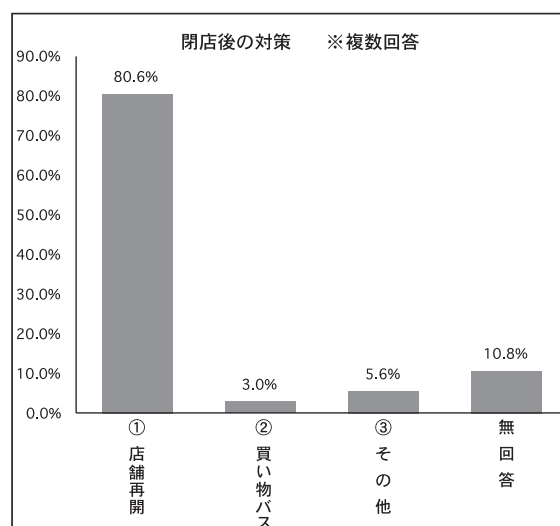
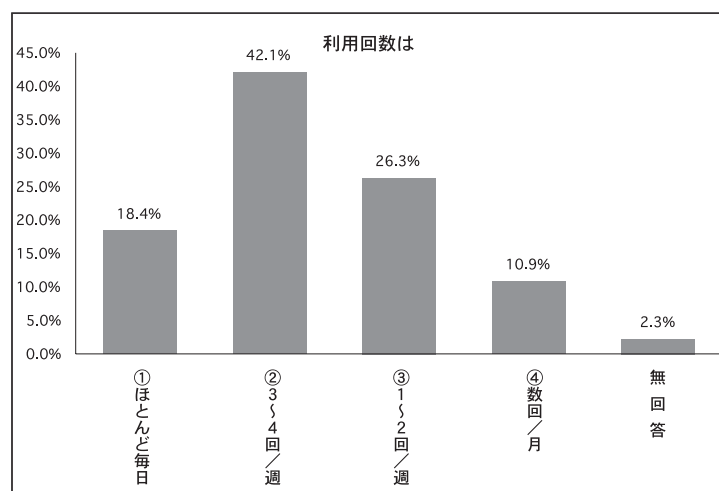
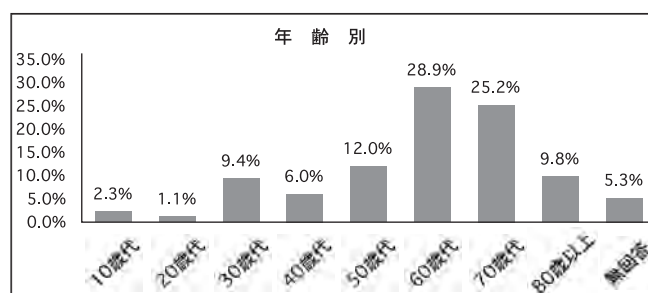
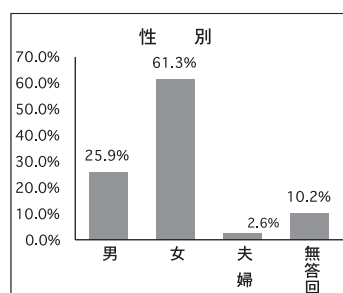
現在のアナログ方式の防災無線では交換部品がないことから、スムーズな事業展開が必要であるので賛成する。

<採決結果>全員の賛成により可決。

アップランド池田店に関するアンケート調査結果 回答数 266

☆店舗での聞き取り調査等 1/27、1/29、1/31 の 3 日間 AM11:00～12:00、PM4:00～5:00 の 1 時間ずつ実施

☆アンケートBOXの設置 1/28～2/7 の間、総合福祉センター・池田町役場・てる坊市場の 3 か所にBOXを設置



町民の皆さんの意見（一部抜粋して掲載）

- ・ 困る（意見多数あり） ・ あの場所で店舗再開を、無理ならそれに代わる場所づくりをしてほしい。（町中で）
- ・ 町で造るセンターの中に、店舗を作ってもらいたい。
- ・ 食べることは毎日3回なので困る。池田町なかも寂れてしまう。
- ・ なくなったら非常に困ります。近場での再開を望みます。
- ・ 店舗の位置は安曇病院の付近とし、通院・買い物のためのバスの拠点を設置することを希望。
- ・ 買い物バスは、乗り降りや時間的に不便だと思う。
- ・ 池田町の皆が、ほかの市町村の魅力あるところとか、ビッグ、宅配等で間に合うと思う。
- ・ もっと早期に町民アンケート（声）を聴いてほしかった。
- ・ なぜ今さらアンケートなのですか？今の場所の跡地に図書館、公民館の建設を計画しているとは何事ですか。

議会基本条例制定に向けご意見をお寄せください

池田町議会は、議会や議員の責務・活動原則、町民と議会、議会と行政との関係などを定めた「池田町議会基本条例」の制定に向け、取り組んでおります。条例（素案）をご覧ください、ご意見やお気づきの点をお寄せください。なお、ご意見は5月24日までに、この「議会だより22ページ」にあるハガキ（切り取ってご利用ください）またはメールでお寄せください。（様式自由）

メール：gikai@town.ikedanagano.jp

条例は9月議会で制定を予定しています。

池田町議会改革等推進特別委員会

委員長 宮崎 康次

「池田町議会基本条例」の考え方とこれまでの取り組みについて

「議会は何をしているか分からない。議会は説明責任を果たしていない。議員定数が多い。議員歳費も高い。」これらの町民の声を受け、2年前、「池田町議会改革等推進特別委員会」を立ち上げました。これまで16回の委員会を開き、「議会基本条例」制定に向け検討して参りました。その間、大町市議会、上伊那郡箕輪（みのわ）町議会、神奈川県開成（かいせい）町議会を視察研修しました。また、「まず実践を」の観点から、昨年7月には自治会協議会との意見交換会を初めて開き、基本条例についてご意見をいただきました。また、昨年の12月定例会は日曜議事を計画しましたが、衆議院選挙と重なり残念ながら実施できませんでした。しかし、この2月には日本で最も議会改革が進んでいる会津若松市議会の目黒章三郎議長をお招きし、議会改革講演会を開催しました。これらに基づき、当町の議会基本条例の制定にあたっては次の目指す議会像を定め、それを実現する項目を条例としてまとめました。

- ① 町民の声を聞き集め、検討・政策化（条例化）し、町へ提言する議会
- ② 行政をチェックし、議決責任と説明責任を果たす議会
- ③ 議員間でよく討議する議会
- ④ 町民参加を進める議会
- ⑤ 情報を知らせ公開する議会
- ⑥ 質疑・討論が充実し、傍聴していて、分かりやすい議会
- ⑦ 議員・議会の倫理と公正を保持し、その役割を誠実に果たす議会
- ⑧ 議会・議員・議会事務局の政策形成能力を高めるため、よく研修する議会
- ⑨ 議員定数・報酬が適正な議会

池田町議会基本条例（素案）

前 文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の責務と活動原則及び議会機能の強化
（第2条—第10条）

第3章 議員の責務と活動原則（第11条・第12条）

第4章 町民と議会との関係（第13条）

第5章 議会と町長との関係（第14条—第17条）

第6章 議員定数及び議員報酬（第18条）

第7章 最高規範と見直し手続（第19条・第20条）

前 文

池田町議会（以下「議会」という）は、池田町民（以下「町民」という）から選ばれた議員により構成される町民の代表機関である。

二元代表制は議会と池田町長（以下「町長」という）がともに町民の信託を受け、対等な関係のもとに、それぞれの特性を活かしながら切磋琢磨し、町民の福祉の向上と町発展に努める制度である。

議会は主権者である町民の意思を把握し、町政に的確に反映させる責務を有する町民の意思決定機関であり、町民自治を発展させ、町民とともに歩む議会の使命は重大である。

いま地方分権の時代を迎え、先人が築いてきた歴史、伝統、文化を引き継ぎ、町民が安心して生活でき、元気な池田町をつくることが求められている。

北アルプス展望と田園や里山に囲まれた美しい池田町を未来につなげるため不断の努力をここに決意し、「池田町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の責務と活動原則などを明らかにすることにより、町民の負託に応え、町民福祉の向上と町政の発展に寄与し、豊かで明るく住みよい池田町の実現を図ることを目的とする。

【解 説】 前文に掲げた議会の決意を受け、この条例の目的を次のように規定した。
議会及び議員の責務を果たすことにより、町民福祉の向上と町政の発展に寄与し、住みよい町とすること

第2章 議会の責務と活動原則及び議会機能の強化

(議会の責務)

第2条 議会は町民を代表する唯一の議決機関であることを深く認識し、適切な判断と責任ある活動により町の政策決定を行うとともに、事務の執行に対し監視と評価を行い、町政の発展に資する政策提言を行う。

【解 説】 議会の責務を次のように規定した。
町の政策決定を行い、町政の事務執行機関に対し、監視と評価及び政策提言を行うこと

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は情報公開に努め、町民に開かれた議会運営を行い、議会への町民参加を推進し、町民への説明責任を果たす。
- (2) 議会は、議会が言論の場であることや合議制機関であることに鑑み、議員間の自由な討議を積極的に推進し、政策等の論点、争点を明らかにし、町長などの事務執行に対し監視及び評価機能を高める。
- (3) 議会は、町民の意見を的確に把握し、町政に反映させるため必要な政策提言を行い、町民とともに町づくりに取り組む。
- (4) 議会は、会議を原則公開とする。
- (5) 議会は、常に議会改革に取り組む。

【解 説】 議会の活動原則として次の5点を規定した。

- 1 情報公開に努め、町民にひらかれた議会運営と町民参加を推進し、町民への説明責任を果たすこと
- 2 議員間の討議を積極的に推進し、事務執行に対し監視及び評価機能を高めること
- 3 町民の意見を的確に把握して町政に反映させ、町民とともに町づくりに取り組むこと
- 4 会議を原則公開とすること
- 5 常に議会改革に取り組むこと

(委員会)

第4条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営を行う。

- 2 委員長の許可を得た者が委員会を傍聴することができる。

【解 説】 委員会の活動について次の2点を規定した。

- 1 委員会の設置目的に応じた機能が十分発揮されるように運営すること
- 2 委員会傍聴には委員長の許可が必要であること

(付属機関)

第5条 議会は、審査、諮問または調査の必要があると認めるときは、有識者等で構成する付属機関を設置することができる。

【解 説】 付属機関の設置について次の点を規定した。
議会は審査、諮問または調査の必要があるときは有識者で構成する付属機関を設置できること

(議会機能の強化)

第6条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

3 議会は、毎月議員定例協議会を開催し、議員の政策形成と立案能力の向上を図るものとする。

【解 説】 議会機能の強化するため次の3点を規定した。

1 議長は議員間の自由討議を中心とした運営に努めること

2 議会は本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間の自由討議により議論を尽くし、合意形成に努めること

3 議会は毎月議員定例協議会を開催し、政策形成能力の向上に努めること

(研修の充実)

第7条 議員及び議会事務局職員は、議会活動に資するため、積極的に研修などに参加する。

【解 説】 議員及び議会事務局の能力向上のため積極的に研修などに参加することを規定した。

(交流及び連携の推進)

第8条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流し連携を図る。

【解 説】 議会は他の議会と交流し、政策や意見交換することを規定した。

(議会事務局の体制整備)

第9条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を支援するため議会事務局の充実に努める。

【解 説】 議会・議員の政策形成能力の向上を図るため議会事務局の充実に努めることを規定した。

(議会図書室の充実)

第10条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書の充実に努める。

【解 説】 議員が調査研究に利用できるように、議会図書の充実に努めることを規定した。

第3章 議員の責務と活動原則

(議員の責務)

第11条 議員は、町民から負託を受けた議会を構成する一員として、倫理と公正を保持し、議会の役割と責任を誠実に果たすよう努める。

【解 説】 議員の責務として次の点を規定した。

倫理と公正を保持し、議会の役割と責任を果たすよう努めること

(議員の活動原則)

第12条 議員は、町民の意見を的確に把握し、日常の調査や研究活動を通じて自己研鑽に努める。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重する。

3 議員は、議会活動について、町民に説明責任を果たす。

4 議員は、町民の視線に立ち行政運営を監視し、政策提言を行う。

【解 説】 議員の活動原則として次の4点を規定した。

1 町民の意見を的確に把握し、自己研鑽に努めること 2 議員相互の自由な討議を尊重すること

3 町民に説明責任を果たすこと 4 行政運営を監視し政策提言を行うこと

第4章 町民と議会との関係

(議会への町民の参加及び町民との連携)

第13条 議会は町民に積極的に議会の情報を発信し、町民との情報の共有化を図る。

- 2 議会は、請願及び陳情を町民の政策提言と位置づけ、その審議にあたっては関係町民から意見を聞く機会を設けることができる。
- 3 議会は、町民の意見を的確に把握するため、町民と議会の意見交換会（議会報告会）を年1回以上開催する。前項で出された要望及び意見を議会運営委員会で整理したのち、常任委員会で検討し、町長などに対応を求めるとともに、政策提言に活かす。
- 4 議会は、町民が議会を身近に理解する方法として休日議会、模擬議会（子ども議会など）を開催することができる。
- 5 議会は、議会報やインターネットを利用した議会中継及びホームページなどを用いて町民に議会の情報を積極的に伝える。
- 6 議会は、重要議案、陳情及び請願などに対する各議員の対応を議会報で公表するなど、情報の提供に努める。

【解説】 町民と議会との関係で次の6点を規定した。

- 1 議会は町民に議会情報を発信し、町民との情報の共有化を図ること
- 2 請願・陳情を町民の政策提言と位置づけ、審議にあたっては関係町民から意見を聞くことができること
- 3 町民の意見を的確に把握するため、町民と議会の意見交換会（議会報告会）を年1回以上開催すること
- 4 休日議会、模擬議会（子ども議会など）を開催できること
- 5 議会報や議会中継及びホームページなどを用いて町民に議会情報を積極的に伝えること
- 6 重要議案、陳情・請願などに対する各議員の対応を議会報で公表すること

第5章 議会と町長との関係

(本会議での議会及び議員と町長等との関係)

第14条 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

- 2 町長等は、本会議における一般質問に対して、論点及び争点を明確にするため、議長の許可を得て反問することができる。

【解説】 本会議での議会・議員と町長等との関係で次の2点を規定した。

- 1 本会議における一般質問での質疑応答は一問一答方式で行うこと
- 2 本会議における一般質問で、町長等は論点・争点を明確にするため、反問(=質問内容を確認)することができること

(町長による政策形成過程の説明)

第15条 議会は、町長が提案する重要な政策、施策及び事業について、町長に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求める。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯と関係法令
- (3) 町民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠及び位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

【解説】 議会は、町長が提案する重要な政策、施策及び事業について、その政策形成過程を上記7項目で明らかにするよう求めることを規定した。

(予算・決算における政策説明)

第16条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、町長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を提出するよう求める。

【解説】 議会は町長に対し、予算・決算における政策説明資料の提出を求めることを規定した。

(議決事件の拡大)

第 17 条 地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件に町の基本構想(総合計画)を加える。

【解 説】 議会の議決すべき事件に町の基本構想(総合計画)を加えることを規定した。

第 6 章 議員定数・報酬

(議員定数及び議員報酬)

第 18 条 議員定数(以下「定数」という。)及び議員報酬(以下「報酬」という。)の改正にあたっては、行財政改革の視点のほか、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮する。

2 議員が定数及び報酬を改正する議案を提出するにあたっては、改正理由の説明を付して、議長に提出する。

【解 説】 議員定数及び議員報酬について次の 2 点を規定した。

- 1 議員定数及び議員報酬の改正にあたっては行財政改革の視点、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮すること
- 2 議員定数及び議員報酬の改正する議案を提出するにあたっては、改正理由の説明を付け、議長に提出すること

第 7 章 最高規範と見直し手続き

(最高規範性)

第 19 条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

【解 説】 この条例について次の 2 点を規定した。

- 1 この条例が議会運営における最高規範であり、議会に関する条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うこと
- 2 議会は一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員にこの条例に関する研修を行う義務があること

(見直し手続き)

第 20 条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、改正が必要と認められる場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

【解 説】 この条例の見直し手続きとして次の点を規定した。
この条例は改正が必要と認められる場合には、改正できること

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

議会改革についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

連絡先

池田町役場 議会事務局内 TEL/FAX 62 - 9529

議会改革等推進特別委員会

委員長	宮崎 康次	委 員	桜井 康人
副委員長	薄井 孝彦	〃	矢口 新平
委 員	内山 玲子	〃	和沢 忠志

議会基本条例について町の方のご意見をお寄せください。
その他お気づきのことがございましたら、ご自由におかき
ください。

先進地の議長を招き 議会改革講演会開催される



平成 25 年 2 月 6 日、講師に会津若松市議会議長「目黒章三郎」氏を迎え議会改革講演会を実施した。演題は「地方議会の改革」について～これからの地方議会、議員活動を考える～で、参加者は 47 人（町民 16 人、議会関係 24 人、町関係 5 人、その他 2 人で、実践に裏付けられた分かりやすい話で、今後の議会改革に大変参考になった。

講演の概要は次のとおり。

○地方政治の特徴は 2 元代表制（首長と議員が共に住民から選ばれ、チェック and バランスの関係にある）にある。

○議会基本条例は条例をどう活かすかが大切である。

○議員は絶えず住民の声を聞き町政に反映していくこと、議会は住民の声を吸い上げ政策化していくことが重要である。

○議会基本条例が機能していくには次の 3 要件が必要である。

①議会報告会（意見交換会）を行うこと。②議員間討議を行うこと。③請願・陳情者に議会で発言の機会を与えること。

○議会はチェック機能を果たすことが重要である。夕張ショック（議会が行政の追認機関であった）を繰り返してはいけない。

○議会と住民との意見交換会で出された多様な声を拾い上げ、議員間で練り上げて政策化していくことを通じ、住民自治の促進に議会が寄与できる。

○議会・議員には議決権と言う大きな権限が与えられている。そのためには、チェックと政策提言が必要である。

○議会は「かたまり」であって、議員個人ではない。議員間の自由討議を通じて、議案への賛成・反対の理由を明らかにし、議案審議を深掘し、修正、付帯決議などで議会の意思を示すことが必要である。

○請願・陳情は住民の政策提言として受け止めること。

○議会と当局はいつも同じ方向を向いているとは限らない。議会は時には当局と対立・修正もし、住民福祉の向上に当局と切磋琢磨することが大切である。

○「政策形成サイクル」は市民との意見交換会を起点に得られた意見を整理して、問題点を分析、討論、政策立案を行い、議会議決する。行政による政策執行後、政策評価を行い、更なる政策形成につなげる。

○「政策討論会」はテーマの問題分析後、論点抽出し、学識経験者の指導も借り、論点整理を行い議員間で討議を行う。更に、市民との意見交換を行い、最終調整を行った後、政策提言し条例化する。

○意見交換会は 5 月（予算説明）、11 月（決算説明）の年 2 回実施している（年 1 回は少ない）。更に、分野別（保育、身障者など）の意見交換会も実施し市民要求の把握に努めている。

○会津若松市議会では、常任委員会が必要に応じ「議員間討議」を実施している。議員間討議は「最初から結論ありき」では進まない。論点を明らかにすることが肝要である。

○目指す議会活動像は、協働型議会＝監視機能＋政策立案機能＋市民参加機能である。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

ありがとうございました。

※ 5 月 24 日までに切手を貼らずご投函願います。
お差支えなければ下記へご記入ください。

住所

氏名

池田町役場 議会事務局内 議会改革等推進特別委員会
電話 0261-62-9529

キ
リ
ト
リ
セ
ン

料金受取人払
郵便総高郵便局
承認

450

差出有効期間
平成25年5月
31日まで

3 9 9 8 3 9 0

議 会 を 傍 聴 し て

池田町に移住してからまもなく8年が過ぎます。これまで議会という場は遠い存在でしたが、池田町に来てからとときどき傍聴するようになり



村 端 徳 子 さん
(滝 沢)

ました。なかでも、今回の3月議会ほど真剣に傍聴したことはありません。2月にアツプルランド池田店が閉店して、町なかの人たちの買い物の場所が無くなり、「困った。困った。」という声を聞いていたので町はどうするか気になっていました。

ところ「地域交流センター」の建設などを盛り込んだ「社会資本整備総合計画」が突然町から提案されました。買い物の場を何とかしてほしいという声が強くなり、計画の再検討を求める署名活動もはじまりました。

その後議員のみなさんと懇談する機会があり、話を聞いていますと議員さん方は口々に詳しい話は聞いていないと言います。議会で質問するといふことでした。

傍聴席はいつもと違ってほぼ満席。議員さん方も私たちの気持ちと同じだったのでしょう。多くの議員が町の計画について質問して下さいました。町長答弁は国の補助金のことばかり強調しているように聞こえました。

また町民の思いと随分ずれているのではないかと感じられました。高齢化がすすむ町のことをふまえ、安心して住める町づくりを考えてほしいと思いました。

編 集 後 記

時間のたつのは早いもの、初めて議員となりあつと言う間に2年間が過ぎてしまいました。この間、私なりに頑張ってきたつもりですが、不十分な点が多く、更に勉強しなければと思うこの頃です。

薄井孝彦

議会報編集特別委員会

委員長 矢口 稔
副委員長 薄井 孝彦
委員 大出 美晴
委員 那須 博天
委員 内山 玲子
委員 宮崎 康次

池田町大字池田3203番地6

池田町役場議会事務局
議会改革等推進特別委員会 行



議会日誌《1月～3月》

- 1月5日 新春賀詞交歓会
- 7日 議会報編集特別委員会
- 7日 議会改革特別委員会
- 10日 議会報編集特別委員会・議会全員協議会
- 17日 議会報編集特別委員会
- 17日 議員協議会
- 20日 池田町消防団出初式
- 22日 例月出納検査
- 23日 議員協議会・全員協議会・議会運営委員会・1月臨時議会
- 27日・29日・31日 アップルランド池田店アンケート調査
- 2月1日 町村議会広報研修会・総務福祉委員会
- 6日 議会改革講演会
- 7日 議員協議会
- 10日 女団連と議会議員との懇談会
- 13日 穂高広域議会定例会
- 15日 池田松川施設組合定例会
- 19日 高瀬広域水道企業団2月定例議会
- 19日 議会運営委員会・議会全員協議会・2月臨時議会
- 20日 議会改革特別委員会・議員協議会
- 21日 例月出納検査
- 21日～22日 北アルプス広域議会2月定例会
- 26日 県町村議会議長会
- 27日 議会調査特別委員会（100条）
- 3月4日 議会運営委員会・議会全員協議会
- 6日 池田松川学校給食センター竣工式
- 8日～19日 定例議会
- 16日 池田小学校・会染小学校卒業式
- 19日 高瀬中学校卒業式
- 21日 池田保育園竣工式
- 22日 例月出納検査
- 25日 北保育園・会染保育園卒園式・議会改革特別委員会
- 26日 議会報編集特別委員会
- 27日 議員協議会